

(答申第181号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和6年7月9日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

2023年度の岐阜県立高校の運動部顧問による不適切行為のすべてについて関係する文書一切。また、2024年〇月〇日付〇〇新聞に掲載された「高校運動部で不適切指導」記事内で、2022年9月に発生した案件に書かれている（対外試合に負けた部員らに丸坊主にするか顧問が辞めるかの選択を迫った）について岐阜県教育委員会の下した処分を決定するまでの記録一切。その他同記事内に書かれている案件の処分決定プロセス（文書類）一切。

2 実施機関の決定等

(1) 対象公文書の特定

実施機関の各担当所属は、本件公開請求の対象公文書として、指導措置に関する文書を次のとおり特定した。

まず、教育管理課、高校教育課並びに〇〇〇〇高等学校、〇〇高等学校、〇〇高等学校、〇〇〇〇高等学校及び〇〇高等学校（以下「各学校」という。）は、それぞれが作成し、又は保有する文書として、「学校報告書」、「関係者からの聴取記録」、「部員名簿」、「不適切指導事案に関する情報提供」及び「対応の記録」を特定した。

このほか、教育管理課及び高校教育課は、「聴取記録（教育管理課実施）」及び「事実関係確認書」を特定した。

さらに、教育管理課は、「処分検討資料」、「岐阜県教育委員会職員懲戒等審査委員会（以下「懲戒審」という。）議事録」、指導措置に係る「決

裁文書」及び「勤務記録カード」を特定した。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、条例第6条第1号（個人情報）及び第6号（事務事業情報）に該当する情報が記載されているとして次の7件の公文書部分公開決定（以下、併せて「本件各処分」という。）を行い、以下アからキに記載の文書により審査請求人に通知した。

ア 令和6年8月23日付け教管第108号

イ 同日付け高教第851号

ウ 同日付け〇〇高第129号

エ 同日付け〇高第104号

オ 同日付け〇高第81号

カ 同日付け〇〇高第74号

キ 同日付け〇高第112号

3 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、令和6年11月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、岐阜県教育委員会教育長に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

岐阜県教育委員会教育長は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和7年5月19日付け教管第16号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、非公開とされた公文書及び追加で特定した公文書を公開するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第1号について

ア 「他の情報」の解釈について

条例第6条第1号の「他の情報」の範囲について、条例解釈運用基準によれば、「特別の情報を有している関係者以外の者からみて、通常入手し

得る他の情報」と照合することにより個人識別性を判断すべきである。ところが、実施機関は、同じ部活動に所属する生徒及び保護者、被害生徒のクラスメイト及び保護者、指導措置対象者の同僚等の身近な関係者を基準として判断しており、その解釈は誤りである。したがって、この解釈を前提としてされた非公開判断は是正されるべきである。

イ 個人情報に該当しない部分の非公開について

学校報告書、聴取記録、事実関係確認書、処分検討資料及び決裁文書について、個人情報に該当しない部分まで広範に非公開とされている。

これらの文書に記載された情報のうち、指導措置対象者の氏名、事務分掌、生徒の氏名、指導措置対象者の顔写真、生年月日及び住所等を除く部分は、「特別の情報を有している関係者以外の者」を基準として判断すれば、特定の個人を識別することができる情報には該当しない。また、指導措置対象者の氏名、事務分掌及び顔写真についても、公務員の職務遂行に係る情報として、条例第6条第1号ただし書口に該当する。

学校報告書及び聴取記録に記載された聴取内容については、被害生徒等の権利利益を害する部分を除き、指導措置対象者の職務遂行又は確定した事実に関する部分を分離して公開することが可能であるから、聴取内容全体を個人情報として非公開とすることは妥当でない。

また、事実関係確認書は、指導措置対象者の内心を表明することを目的とした文書ではなく、事実関係を確認し、確定するために用いられる文書であり、本人による加筆修正も認識している事実を修正するものにすぎないことから、文書全体を一体的な個人情報として非公開とすることは妥当でない。

ウ 職務遂行情報該当性について

指導措置対象者に関する情報は、職員の職務遂行上の行為及びその評価に関する情報であり、条例第6条第1号ただし書口に規定する職務遂行情報に該当する。職員が指導措置を受けたことは職務遂行における不適切指導の結果によるものであり、その情報を非公開とすることは条例第1条の趣旨にも反する。また、最高裁判例（最判平成15年11月21日）が問題とした事案とは異なり、本件では氏名が明らかにされていないため、公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させるものとはいえない。

エ 公開基準の統一性について

本件では、学校によって部活動名の公開・非公開の取扱いが異なっており、〇〇〇〇高等学校では部活動名が公開されている一方、他校では非公開とされている。部活動名については公開したとしても、「特別の情報を有している関係者以外の者」から見れば特定の個人を識別することはでき

ない。

また、〇〇高等学校では所属学科名が公開されているにもかかわらず部活動名は非公開とされている。

さらに、学校報告書の非公開部分の範囲が学校によって異なっている。

このように、公開基準に統一性を欠く本件処分は違法である。

(2) 条例第6条第6号について

ア 事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じる「おそれ」について

学校報告書、関係者からの聴取記録、不適切指導事案に関する情報提供、対応の記録、聴取記録（教育管理課実施）、事実関係確認書、処分検討資料及び決裁文書について、当該情報を公開しても、将来の同種の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす具体的なおそれは認められない。

事実認定のために関係者から事情を聴取することは一般的な調査行為であり、特別な調査手法ではなく、これらの文書に記載された聴取内容又は回答内容のうち、確定した事実に関する部分などの、公開しても将来の聴取対象者に心理的影響を与え、又は対策を講じる余地を与えるおそれのない部分は、条例第6条第6号に該当せず、公開されるべきである。

イ 本県・他都道府県の類似事例について

処分検討資料及び懲戒審資料に記載された本県及び他都道府県の類似事例は、処分量定の検討に先立つ事実の集積にすぎず、これらを公開しても委員会の思考過程又は処分検討の手法が明らかになるものではない。

また、他都道府県から懲戒処分等の検討目的に限って提供された情報であるとしても、そのことをもって公開請求における非公開理由とすることはできず、公開により将来の情報提供に影響が生じるとしても、それは本件における公開又は非公開の判断とは別の問題である。

ウ 議事録の質疑応答について

懲戒審議事録の質疑応答の多くは、事実を確定するためのやり取りであり、事実の評価又は処分量定の検討とは別のものであるから、これを公開しても事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生じる具体的なおそれは認められない。

エ 「事案の概要（処分事由）」について

懲戒審資料に含まれる処分検討資料と、指導措置に係る決裁文書に添付された処分検討資料に記載された「事案の概要（処分事由）」について、事実認定の過程に関する情報であり、処分内容を決定する前提となるものにすぎない。

行政は事実を確定した後に処分内容を検討すべきであり、処分量定等を見越して事実認定を行うものではないから、事実認定の過程を公開しても

事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことはなく、むしろ恣意的な判断が行われていないことを明らかにするため、確定前後を問わず公開されるべきである。

(3) 条例第7条について

条例第7条第1項は、非公開情報を除いた部分について公開しなければならない旨を定めた規定である。本件では、個人情報又は事務事業情報に該当しないと思われる部分まで広範に非公開とされている。学校報告書、事実関係確認書、聴取記録、処分検討資料、議事録、本県の類似事例及び他都道府県の類似事例については、非公開部分とそれ以外の部分を分離して公開することが可能であり、部分公開がなされるべきである。

また、「請求の趣旨が損なわれることがないと認めるとき」との要件は請求者の立場から判断されるべきものであり、実施機関の解釈は誤りである。

(4) 文書の特定漏れについて

ア ○○○○高校（処分の軽減事由）について

懲戒処分の標準例ではなく文書訓告とされた理由や処分量定の軽減理由が記載された文書が存在するはずであり、当該文書が特定されておらず、特定漏れがある。

イ ○○○○高校（原本）について

訓告書及び嚴重注意書の原本その他の関連文書が存在するはずにもかかわらず特定されておらず、文書の特定が不十分である。

ウ 学校が特定した文書の教育管理課での特定漏れについて

各学校が保有していた文書の一部が教育管理課では特定されていない。特に○○○○高等学校においては、学校側が作成した文書の一部が教育管理課に存在しないことから、文書の特定漏れがある。

エ 議事録の特定漏れについて

懲戒審議事録中の「6月13日開催の懲戒審から修正した懲戒処分の案について」との記載からすれば、本件で特定された議事録以外にも先行して行った審査会資料又は議事録が存在する可能性があり、その場合文書の特定漏れがある。

なお、審査請求人は、当初主張していたイ及びウについて、実施機関の弁明に対して反論しない旨述べている。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第1号について

ア 「他の情報」の解釈について

何人も公開請求できることから、条例解釈運用基準に記載されているとおり、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も「他の情報」に含まれる。また、一定の事情を把握している身近な関係者を「地域住民等」と捉え、これらの者が特別な調査をすることなく通常入手可能と考えられる情報を前提として本件処分を行ったものであり、その判断に違法な点はない。

イ 個人情報に該当しない部分の非公開について

本件対象公文書のうち、学校報告書には、指導措置対象者の氏名、年齢、経歴、事務分掌、担当部活動名、生徒の人数、生徒の氏名及び連絡先、生徒及び保護者の属性、指導措置対象者その他の関係者から聴取した内容、非違行為の詳細並びに保護者の主張等が記載されている。

また、処分検討資料及び決裁文書には、文書に応じて、指導措置対象者の氏名、年齢、経歴、事務分掌、担当部活動名、生徒の氏名、指導措置対象者から聴取した内容、非違行為の詳細、保護者の主張及び管理監督者の職位等が記載されている。また、決裁文書に添付された勤務記録カードには、指導措置対象者の顔写真、生年月日、住所、職員番号及び給与号給等の人事管理に関する情報が記載されている。

他方、事実関係確認書には、学校報告書等を基に作成された非違行為の具体的内容及びこれに対する指導措置対象者本人の認否、加筆修正の内容並びに署名等が記載されている。

これらの情報は、同じ部活動に所属していた生徒及びその保護者その他一定の事情を把握する者が保有する情報と照合することにより、指導措置対象者、被害生徒その他の関係者を識別することができる情報である。また、聴取内容及び非違行為の詳細は、個人を識別することができない場合であっても、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

学校報告書及び聴取記録には、具体的な行為の態様、時期、場所、相手方、関係者の認識及び心情等が相互に関連して記載されているため、個人識別情報を除いても、残された情報から個人を識別し、又は個人の権利利益を害するおそれがある。

事実関係確認書は、教育委員会が認定しようとする事実関係を本人に確認し、必要に応じて加筆修正を求めた上で署名及び提出を求める文書であ

り、本人の認否、認識及び弁明内容を含む一体的な個人情報である。

処分検討資料及び決裁文書に記載された事案の内容等についても、学校名その他公開されている情報と照合することにより、指導措置対象者又は被害生徒等を識別することが可能となる。以上から、これらの情報を条例第6条第1号に該当するとして非公開としたものである。

ウ 職務遂行情報該当性について

公務員が指導措置を受けたことは、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であり、私的側面を含む情報である。そのため、指導措置対象者を識別することができる情報は、条例第6条第1号ただし書ロに規定する職務遂行情報には該当しない。

エ 公開基準の統一性について

本件不適切指導事案は、特定の部活動で発生した事案であり、部活動名を公開した場合には、関係者が保有する情報との照合により、指導措置対象者又は被害生徒を識別できる可能性があるため、非公開としたものである。

一部文書において部活動名が公開されている箇所は、本来非公開とすべき情報について事務処理を誤ったものであり、公開基準そのものが異なっていたものではない。

また、生徒の所属学科名については、これを公開しても指導措置対象者又は被害生徒を特定できないことから公開したものであり、部活動名とは性質が異なる。

学校報告書についても、各学校において任意様式が用いられているため記載内容に差異があるにすぎず、統一した基準により非公開部分を判断している。

(2) 条例第6条第6号について

ア 事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じる「おそれ」について

学校報告書、聴取記録、事実関係確認書、決裁文書及び懲戒審における処分検討資料並びに対応記録、アンケートその他関係者からの聴取又は情報提供の内容を記載した文書には、指導措置対象者、被害生徒、保護者その他の関係者に対する質問内容及び回答内容が記載されている。これらは、関係者の任意の協力により、他に公表されることがないとの認識の下で得られた情報である。

これらの情報を公開した場合、今後同種事案において、関係者が自己の発言内容が公開されることを懸念して率直な説明又は協力をためらい、正確な事実関係及び心情の把握が困難となるおそれがある。また、具体的な質問事項及びこれに対する回答が明らかとなれば、将来の聴取対象者が質

問内容を予測し、自己に有利な回答を準備し、又は不利な回答を回避することが可能となる。

その結果、懲戒処分等の判断に必要な具体的かつ詳細な情報を得ることが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、これらの文書に記載された聴取、回答及び情報提供の内容を条例第6条第6号に該当するとして非公開とした。

イ 本県・他都道府県の類似事例について

処分検討資料及び懲戒審資料に記載された本県及び他都道府県の類似事例は、単なる過去事例の列挙ではなく、現在検討中の事案との関係で類似性を評価し、選別したものであり、事案をどのような観点から評価し、比較検討したかという処分検討の着眼点及び判断手法を示す情報である。これらを公開すると、非違行為を行った者が処分の回避又は量定の軽減を図るための対策を講じることが可能となり、懲戒処分等に係る事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、他都道府県の類似事例には、照会団体限り又は自治体内部での利用を前提として提供を受けた非公表情報が含まれている。これを公開した場合、他自治体との信頼関係が損なわれ、将来必要な情報提供を受けることが困難となり、処分内容の妥当性及び均衡性を比較検討できなくなる結果、懲戒処分等の公平性を確保することが困難となるおそれがある。

ウ 議事録の質疑応答について

懲戒審議事録の質疑応答部分には、委員が処分案について行った質問、内容の確認及び訂正の要求等が記載されており、委員会がどのような行為を非違行為と捉え、どの程度の非違行為と評価したかという着眼点及び検討過程が示されている。そのため、これを公開した場合、懲戒処分等の検討手法が明らかとなり、人事管理事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

エ 「事案の概要（処分事由）」について

懲戒審資料に含まれる処分検討資料の「事案の概要（処分事由）」は、教育管理課が検討段階において、学校報告書及び事実関係確認書等に記載された行為及び発言の中から、懲戒処分等の事由として対象となる事実を整理したものである。これに対し、指導措置に係る決裁文書に添付された処分検討資料の「事案の概要（処分事由）」は、懲戒審の審議を経て最終的に確定した内容である。

検討段階の記載を公開し、最終的に確定した内容と比較することが可能となれば、どの事実を重視し、又は処分対象から除外したかという実施機関の着眼点及び検討手法が明らかとなるほか、当事者等から既に決定され

た処分内容への不当な干渉を受けるおそれや、将来の非違行為者が処分回避等の対策を講じるおそれがある。したがって、懲戒審資料に含まれる処分検討資料の「事案の概要（処分事由）」を条例第6条第6号に該当するとして非公開とした。

（3）条例第7条について

条例第7条第1項は、非公開情報とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離によって請求の趣旨が損なわれない場合に限り部分公開を求めるものである。本件では、個人識別性を有する情報が文書全体に密接に含まれており、非公開情報とそれ以外の部分とを容易に分離することができず、又はこれを分離すると意味をなさない文字の羅列となり請求の趣旨が損なわれるため、全体として非公開としたものであり、その判断に違法な点はない。

（4）文書の特定漏れについて

本件公開請求の対象となる不適切指導事案に関し、教育管理課、高校教育課及び各学校が保有する公文書について特定した。なお、審査請求人の意向も踏まえ、所属間で重複する文書及び調査途中段階の文書を含め、請求内容に合致する文書を全て対象公文書として特定した。

ア ○○○○高校（処分の軽減事由）について

事実認定並びに指導措置の要否及び量定の検討内容については、処分検討資料に記載されており、それ以外に当該内容を記載した文書は存在しない。

イ ○○○○高校（原本）について

文書訓告又は文書による厳重注意の場合は原本を指導措置対象者に交付済みであり、口頭による厳重注意の場合は指導終了後に廃棄していることから、いずれも公開請求時点において保有していない。

ウ 学校が特定した文書の教育管理課での特定漏れについて

各学校から教育管理課へ提出された途中段階の報告書等については、最終版作成後に不要となることから廃棄されるものである。一方、本件公開請求時点において保有していたものについては、途中段階の文書であっても対象公文書として特定した。

エ 議事録の特定漏れについて

懲戒審議事録中の「6月13日開催の懲戒審から修正した懲戒処分の案について」との記載は誤記であり、実際には議事録を作成した懲戒審が最初に実施された審査であって、それ以前に同事案についての懲戒審は開催されていない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

(1) 非公開情報の該当性について

ア 条例第6条第1号（個人情報）の該当性について

(ア) 条例第6条第1号の趣旨

条例第6条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については、非公開とすることを定めたものである。プライバシーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないため、本号では、個人のプライバシーに関する情報であることが明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は原則として非公開としている。

また、同号ただし書口は、国、地方公共団体、独立行政法人等の諸活動について説明する責務が全うされるようにする観点から非公開とする必要のないものとして、公務員等の職名、氏名及び職務遂行の内容については、非公開情報から除外すると規定している。

(イ) 条例第6条第1号の該当性

a 「他の情報」の解釈について

審査請求人は、条例第6条第1号に規定する「他の情報」について、特別の情報に有する関係者以外の者が通常入手し得る情報と解釈すべきであり、学校関係者や地域住民等が有する情報を前提として個人識別可能性を判断することは誤りであると主張する。

確かに、条例第6条第1号にいう「他の情報」は、一般人が特別に調査等を行うことなく、通常入手し得る情報を基本として判断すべきものであるが、公開請求が何人にも認められていることに鑑みれば、地域住民等において保有し、又は入手可能であると通常考えられるような情報と照合される可能性を考慮して個人識別性を判断することが相当である。

また、近年は情報通信技術の発達により、複数の情報を容易に収集し、照合することにより特定の個人を識別する可能性は高まっている。

本件においては、学校名が公表されている状況下で、行為の態様、発生状況、部活動に関する情報等を公開した場合には、学校関係者、地域住民等において通常入手可能な情報と照合することにより、特定

の個人を識別することができることとなるといえる。

以上からすると、学校名と併せて部活動名、具体的な行為の態様その他の事実関係を公開した場合に、指導措置対象者又は被害生徒等の個人が識別されるおそれがあるとして、これらを条例第6条第1号本文に該当する情報と判断した実施機関の判断は、不合理とは認められない。

b 個人情報に該当しない部分の非公開について

審査会において本件対象公文書を見分したところ、本件各処分において条例第6条第1号該当性を検討すべき主な文書は、学校報告書、聴取記録、事実関係確認書、処分検討資料、決裁文書及び決裁文書に添付された勤務記録カードであると認められる。

学校報告書及び聴取記録には、個別の事案における具体的な行為の態様、発生時期及び場所、関係者の言動、認識及び心情等が詳細に記載されている。これらは、学校名その他公開されている情報と組み合わせることにより、当該学校の生徒、保護者、部活動関係者等において、指導措置対象者又は被害生徒等を識別し得る程度に具体的な情報であり、本件が教員による生徒への不適切行為に関する事案であることに鑑みれば、未成年者である被害生徒その他関係者の権利利益を保護する必要性は高いものと認められる。

事実関係確認書には、教育委員会が確認しようとする当該教員の具体的な行為の内容に加え、これに対する本人の認否、認識及び加筆修正の内容が記載されている。これらは相互に密接に関連し、指導措置対象者の弁明及び評価に関する情報を構成するとともに、被害生徒等の識別及び権利利益にも関わるものであることから、条例第6条第1号に該当すると認められる。

処分検討資料及び決裁文書には、指導措置対象者の属性、非違行為の具体的内容、関係者の主張その他事案の個別具体的な情報が記載されている。これらのうち実施機関が非公開とした部分は、学校名その他の公開情報との照合により、指導措置対象者又は被害生徒等を識別することができ、又は公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

また、勤務記録カードに記載されているのは、当該教員の顔写真、生年月日、住所、職員番号及び給与号給等であって、これらは特定の個人を識別することができる情報又は当該個人の人事管理に関する情報であり、条例第6条第1号に該当すると認められる。

以上により、これらの情報を条例第6条第1号に該当するとして

非公開とした実施機関の判断は妥当である。なお、非公開情報とそれ以外の情報との分離の可否については、後記（２）において判断する。

c 職務遂行情報該当性について

審査請求人は、指導措置対象者に関する情報は、職員の職務遂行上の行為及びこれに対する評価に関する情報であり、条例第６条第１号ただし書に規定する職務遂行情報に該当する旨主張する。

公務員等の職名及び氏名は原則非公開とされないが、職員が指導措置又は処分を受けた事実は、公務員としての職務に関する側面を有する一方で、当該個人に対する社会的評価に影響を及ぼす私的側面も含む情報と認められる。

また、本件において、学校名が公開されている状況下では、具体的な事実関係が明らかにされることにより、指導措置対象者が識別される可能性がある。

したがって、これらの情報について条例第６条第１号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

d 公開基準の統一性について

審査請求人は、〇〇〇〇高等学校に係る対象公文書では部活動名が公開されているが、他校に係る対象公文書では非公開とされていること、〇〇高等学校に係る対象公文書では部活動名が非公開とされているが、所属学科名が公開されていることなどから、公開又は非公開の判断基準が統一されていない旨主張する。

実施機関は、一部の文書において部活動名が公開されているのは、本来非公開とすべき情報を事務処理上の誤りにより公開したものであり、公開又は非公開の判断基準が異なっていたものではないと説明している。また、所属学科名については、当該情報を公開しても、指導措置対象者又は関係生徒を識別することができないと判断したものであり、部活動名とは個人識別性の程度が異なると主張している。

公開、非公開の判断は、情報ごとに条例第６条各号に規定する非公開情報に該当するかを審査して行うものであり、本件において、部活動名を非公開としたことは、上記 a のとおり、不合理とは認められず、したがって、ある公文書において非公開情報に該当する情報が誤って公開されたからといって、他の公文書に記載された同種の情報が直ちに非公開情報に該当しなくなるものではない。

また、所属学科名と部活動名については、それぞれの情報を公開

した場合に特定の個人を識別することができることとなるか否かを、実施機関が当該事案及び当該文書の内容に即して判断した結果であり、不合理であるとは認められない。

したがって、一部の対象公文書において部活動名が公開されていることをもって、他の対象公文書における部活動名を非公開としたことが違法又は不当であるとはいえない。

イ 条例第6条第6号（事務事業情報）の該当性について

（ア）条例第6条第6号の趣旨

条例第6条第6号は、県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれなどがあるものを、非公開情報として規定している。

同号の趣旨は、県の機関又は国等が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるべきものであるが、当該事務事業に関する情報の中には、公開することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、当該情報は非公開とすることを定めたものである。

（イ）条例第6条第6号の該当性

a 事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じる「おそれ」について

審査会において本件対象公文書を見分したところ、学校報告書、関係者からの聴取記録、不適切指導事案に関する情報提供、対応の記録、聴取記録（教育管理課実施）、事実関係確認書、処分検討資料及び決裁文書には、事案の内容に応じて、実施機関がどのような事項について確認し、関係者がどのように回答したかが具体的に記載されていることが認められた。

実施機関によれば、不適切指導事案の調査は、生徒、保護者及び教員その他の関係者による任意の協力を前提として実施されるものとのことである。

そうすると、これらの文書に記載された発言内容、回答内容及び応答経過が公開されることとなれば、将来同種事案が発生した場合に、関係者が自己の発言内容が公にされることを懸念して率直な発言又は回答を控えることとなり、率直な発言又は回答を得られなくなるおそれがある。

また、具体的な質問事項及びこれに対する回答内容が明らかとなれば、将来の同種事案において、聴取対象者が質問内容を予測し、事前に回答を準備し、又は自己に不利な回答を回避することが可能

となるため、正確かつ率直な回答を得ることが困難となるおそれがある。

その結果、実施機関による正確な事実関係の把握及び懲戒処分等の判断に必要な情報の収集が困難となり、人事管理事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの文書に記載された聴取、回答及び情報提供の内容は、条例第6条第6号に該当すると認められ、これらの情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

b 本県・他都道府県の類似事例について

審査請求人は、本県及び他都道府県の類似事例は、処分量定の検討に先立つ事実の集積にすぎず、これを公開しても実施機関の着眼点又は処分検討の手法が明らかになるものではない旨主張する。

審査会において本件対象公文書を見分したところ、処分検討資料及び懲戒審資料に記載された本県及び他都道府県の類似事例は、本件事案に対する指導措置の内容を検討する過程において、事案との類似性を踏まえて選択され、処分量定の比較検討に用いられた情報であることが認められた。

これらの内容が明らかとなれば、実施機関が本件事案のどの点に着目し、どの事例と比較して処分量定を検討したかを推測することが可能となり、将来の同種事案に係る人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、他都道府県の類似事例には、他都道府県との情報交換又は照会により、内部利用を前提として提供を受けた非公表情報が含まれていることが認められた。

これを公開した場合、他都道府県との信頼関係を損ない、将来同種の情報提供を受けることが困難となる結果、処分量定の公平性及び妥当性を確保するための比較検討に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、処分検討資料及び懲戒審資料に記載された本県及び他都道府県の類似事例に係る情報は、条例第6条第6号に該当すると認められ、当該情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

c 議事録の質疑応答について

審査請求人は、懲戒審議事録の質疑応答の多くは事実を確定するためのやり取りであり、事案に対する評価又は処分量定に関する検討とは区別して公開することができる旨主張する。

審査会において懲戒審議事録を見分したところ、実施機関が非公

開とした質疑応答部分には、事案に対する評価、処分量定に関する検討内容及び判断に至る過程における委員間の意見交換等が記載されていることが認められた。

これらの情報は、懲戒審における審議及び意思形成過程そのものであり、これを公開した場合には、実施機関が処分量定を検討する際の視点及び検討手法が明らかとなり、今後の人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、懲戒審議事録の質疑応答部分は、条例第6条第6号に該当すると認められ、これを非公開とした実施機関の判断は妥当である。

d 「事案の概要（処分事由）」について

審査請求人は、懲戒審資料に含まれる処分検討資料の「事案の概要（処分事由）」は、処分内容の検討に先立つ事実認定の過程に関する情報であり、これを公開しても人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすものではない旨主張する。

審査会において本件対象公文書を見分したところ、懲戒審資料に含まれる処分検討資料の「事案の概要（処分事由）」は、事務局において作成された事実認定案及び処分検討の基礎資料として記載されたものである一方、指導措置に係る決裁文書に添付された処分検討資料の「事案の概要（処分事由）」は、懲戒審の審議を経て最終的に確定した内容として記載されたものであることが認められた。

実施機関の説明によれば、懲戒審に付議した時点の事実認定案と最終的な認定内容とは異なる場合があり、両者を比較することにより、処分対象行為の検討過程が明らかになるとのことである。

以上を踏まえると、懲戒審資料は検討段階の資料であり、最終決定後の文書とは性質を異にすることから、両者を区別して取り扱うことには合理性があると認められる。

そして、最終的に処分事由として確定した内容については、指導措置に係る決裁文書に添付された処分検討資料において公開されている。一方、懲戒審資料に含まれる処分検討資料の「事案の概要（処分事由）」を公開した場合、実施機関がどの事実を重視し、どの範囲の事実を処分対象として検討したか、そして、最終的に処分事由とされなかった事実は何か、が明らかとなり、将来の同種事案に係る人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、懲戒審資料に含まれる処分検討資料の「事案の概要

（処分事由）」は条例第6条第6号に該当すると認められ、これを非公開とした実施機関の判断は妥当である。

（2）条例第7条について

条例第7条第1項は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、非公開情報に係る部分を除いた部分について、公文書の部分公開をしなければならない旨を規定している。

審査請求人は、学校報告書、事実関係確認書、聴取記録、処分検討資料、懲戒審議事録、本県及び他都道府県の類似事例等について、非公開情報に該当しない部分を更に分離して公開することが可能である旨主張する。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、学校報告書、事実関係確認書及び聴取記録のうち実施機関が非公開とした部分には、指導措置対象者、関係生徒、保護者その他の関係者を識別することができる情報、具体的な事案の内容及び聴取の過程が相互に関連して記載されており、容易に分離することができないことが認められた。

また、審査請求人が本件対象公文書の非公開部分が広範に及んでいる旨主張していることを踏まえ、非公開情報に該当しない部分をさらに分離して公開すべきかについて検討した。

しかし、本件において非公開部分が広範に及んでいるのは、各文書の記載内容及び性質によるものであり、非公開情報に該当する部分を除いた残りの部分は、前後の文脈を欠いた断片的な記載となるものが多く、記載内容の趣旨を十分に理解することが困難であるか、又は独立した有意な情報としてのまとまりに乏しいものと認められる。

したがって、当該部分について更に分離して公開しなかった実施機関の判断に、不合理な点があるとは認められない。

（3）文書の特定漏れについて

ア ○○○○高校（処分の軽減事由）について

審査請求人は、○○○○高等学校の事案について、懲戒処分の標準例に該当するにもかかわらず、懲戒処分ではなく文書訓告とされた理由又は処分量定を軽減した理由を記載した文書が存在するはずである旨主張する。

実施機関は、指導措置の要否及び量定については、事案の内容、過去の類似事例その他の事情を踏まえて検討しており、その検討内容は、処分検討資料及び懲戒審議事録に記載されており、それ以外に、指導措置とした理由又は量定を軽減した理由を記載した公文書は作成していないと主張している。また、指導措置の要否及び量定については、処分検討資料を用い

て懲戒審において審査し、その結果を踏まえて決裁を行っているとのことであった。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、処分検討資料には、事案の概要、当該事案について考慮した事項、過去の類似事例及び処分量定に関する検討内容が記載されていることが認められた。

これを踏まえると、指導措置の要否及び量定に関する検討内容は処分検討資料に記載されており、それ以外に審査請求人が主張する公文書は作成していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ ○○○○高校（原本）について

審査請求人は、指導措置対象者に交付された訓告書又は嚴重注意書の原本が対象公文書として特定されていない旨主張する。

実施機関は、文書訓告又は文書による嚴重注意を行った場合には、訓告書又は嚴重注意書の原本を指導措置対象者に交付しており、実施機関においては、その案文を含む決裁文書を保有しているが、交付した原本は保有していないと主張している。

また、口頭による嚴重注意の場合には、指導措置対象者に読み聞かせるための文書を作成することがあるが、当該文書は口頭による嚴重注意を行った後に廃棄しており、本件公開請求が行われた時点では保有していなかったと説明している。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、実施機関が保有する決裁文書には、指導措置対象者に交付する文書の案が添付されていることが認められた。

このことから、文書訓告又は嚴重注意に係る文書の原本を指導措置対象者に交付し、実施機関においては原本を保有していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 学校が特定した文書の教育管理課での特定漏れについて

審査請求人は、各学校が保有していた報告書等の一部について、教育管理課において対象公文書として特定されていない旨主張する。

実施機関は、学校において作成された報告書等は、高校教育課を経由して教育管理課に情報共有される場合があるものの、各所属において保有する公文書は必ずしも同一ではなく、また、作成途中の報告書については、最終版が作成された後、組織的に保有する必要がなくなったものを廃棄する場合があると説明している。

さらに、本件公開請求が行われた時点で各所属が保有していた公文書について改めて探索を行い、作成途中の文書を含め、請求内容に合致するも

のを対象公文書として全て特定したと説明している。

所属ごとに担当する事務及び公文書の保有状況が異なるため、各学校が保有する公文書と教育管理課が保有する公文書が完全に一致しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

エ 議事録の特定漏れについて

審査請求人は、懲戒審議事録中の「6月13日開催の懲戒審から修正した懲戒処分の案について」との記載からすれば、本件で特定された議事録以外にも、先行して開催された懲戒審に係る議事録又は会議資料が存在する可能性がある旨主張する。

この点について、実施機関は、当該記載は誤記であり、本件で特定された議事録に係る懲戒審が同事案について最初に開催された懲戒審であって、それ以前に同事案に係る懲戒審は開催されていない旨説明している。

当該説明を客観的に裏付ける資料は確認できないものの、当該記載以外に、先行する懲戒審が開催されたことをうかがわせる事情は確認できない。したがって、当該記載のみをもって、先行する懲戒審に係る別の議事録又は会議資料を実施機関が保有していると認めることはできない。

以上アからエまでを踏まえると、本件対象公文書のほかに、本件公開請求の対象となる公文書を実施機関が保有していると認めるに足りる事情はなく、対象公文書の特定に漏れがあるとは認められない。

2 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

3 付言

(1) 公文書の記載内容の正確性

令和5年6月13日の懲戒審議事録には、先行する懲戒審が開催され、これに係る別の議事録又は会議資料が存在するのではないかとの疑義を生じさせる記載が認められた。実施機関の説明によれば、当該記載は誤記であったとのことであるが、そのことが、本件において対象公文書の特定漏れを疑わせる一因となったものと認められる。

公文書は、経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう作成されるものであり、県民に対する説明責任を果たすための基礎となるものである。

実施機関においては、既存のデータを利用して公文書を作成する場合を含め、作成時及び決裁時における記載内容の確認を徹底し、公文書の正確性の確保に努められたい。

(2) 公開用文書の作成及び確認作業

本件では、非公開情報と判断した部活動名の一部について、公開用文書作成時にマスキング処理が行われず、誤って公開されていた。情報公開制度では、公開すべき情報を可能な限り公開するとともに、非公開情報を確実に保護する必要がある。多数かつ重複する文書を複数所属が保有し、非公開箇所が広範となる事案では、非公開箇所一覧と公開用文書との突合、複数職員による点検、重複文書間の整合確認等を行うなど、公開用文書を正確に作成し、適正な情報公開の実施となるよう再発防止に努められたい。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
令和7年5月19日	実施機関から諮問を受けた。
令和7年8月12日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和7年10月30日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
令和8年1月13日	実施機関から再弁明書（写し）を受領した。
令和8年3月24日	実施機関から再反論書（写し）を受領した。
令和8年6月10日 （第210回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和8年8月17日 （第211回審査会）	審査請求人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和8年9月17日 （第212回審査会）	答申案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	鉦口 崇	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	椎名 智彦	朝日大学法学部教授	
	白木 雄一郎	岐阜商工会議所議員	
会 長	和田 恵	弁護士	

（五十音順）